

# 脱法ドラッグから違法ドラッグへ

## Restriction in the future of uncontrolled substances

こ じま たかし みや ざわ ま き ど い か よ  
小 島 尚：宮 澤 真 紀：土 井 佳 代  
Takashi KOJIMA Maki MIYAZAWA Kayo DOI

### はじめに

わが国は薬物濫用者が少なく安全な国と考えられてきた。しかし、現在は第3次薬物乱用期といわれ、覚せい剤や大麻などの乱用が社会問題となっている。その特徴は薬物乱用者の低年齢化とMDMAに代表されるような麻薬や覚せい剤とは異なる薬物の出現にある。最近では高校生が学校内で合成麻薬を所持していた事件が起こっている。また、平成17年4月、AMTおよび5MeO-DIPTの2種類が麻薬に指定され、それに加え、毎年、数種類の化合物が麻薬に指定されている。これらの化合物は脱法ドラッグと呼ばれるものであり、麻薬や覚せい剤に類似した作用をうたった化合物や植物であった。さらに、マスコミでも脱法ドラッグに関連した殺人事件を含む事故や事件が報道され、医療や教育関係のみならず一般社会でも広く知られるようになった。しかし、その実態や内容は十分に理解されていない。

本稿では脱法ドラッグはかつて合法ドラッグと呼ばれたものであること、また、さまざまな生体作用を目的に用いられていることを示し、次に、ニトライト、エフェドラ等の脱法ドラッグについてそれぞれの特徴や生体作用を示し、簡単に入手できる脱法ドラッグがいかに危険なものであるかを明らかにしたい。(写真1, 2)

### I. 合法ドラッグから脱法ドラッグ、そして違法ドラッグへ

脱法ドラッグには明確な定義はないことから、当所では「麻薬や覚せい剤と同様の多幸感や快感などを高める目的で使用される化合物や植物など」と解釈している。以前、「合法ドラッグ」とも呼ばれていたものであり、厳密には各種の法律に触れる場合もあることから「法の規制の間をすり抜けた薬物」と捉えている。



写真1 違法ドラッグ（亜硝酸エステル）の製品



写真2 違法ドラッグ（ケミカルドラッグ）の製品

## 1. 「合法ドラッグ」の呼び方はどのように生まれたか？

1990年代に入り、インターネットの普及とともにさまざまな製品が国内外を問わず簡単に入手できるようになった。その中で、精神の賦活や幻覚などの作用を持った多幸感や快感をもたらす製品が出回るようになった。これらは麻薬や覚せい剤などの法律に触れないことから、その製品を扱う業者や使用者が「合法ドラッグ」と呼ぶようになった。しかし、厚生科学研究「いわゆる「合法ドラッグ」の実態調査に関する研究」の結果<sup>1)</sup>、また、われわれが行った平成7年度の調査結果では<sup>2)</sup>、マオウ抽出物などを成分とするものであり、麻薬や覚せい剤ではないものの薬事法等に触れる成分であった。

## 2. いつ頃から、「脱法ドラッグ」という呼び方になったか？

平成12年頃の当時厚生省医薬局の会議資料を見ると、『「脱法ドラッグ」とは多幸感や快感を高めるものとしてインターネット等で「合法ドラッグ」等と称して販売されているものであるが、薬事法上の医薬品に該当するものも多い』とある。この頃から行政機関では「脱法ドラッグ」と呼ぶようになった。以後、合法ドラッグから脱法ドラッグへと呼び方は変わっても問題点や危険性は残されており、国や地方による調査や監視を継続している<sup>3,4)</sup>。

薬物乱用防止の視点から、脱法ドラッグの宣伝や広告は青少年の薬物への興味や好奇心を惹き起こし、違法な薬物使用への gateway drugs と指摘されている。さらに、脱法ドラッグには麻薬や覚せい剤に類似した化学構造を持った化合物があり、それらは依存性や精神荒廃など脳に強いダメージを与える可能性がある。そのため、脱法ドラッグに対する何らかの対策を取る必要性が議論されるようになってきた。

平成16年7月、東京都杉並区で「ネット購入の脱法ドラッグの過剰摂取」の男性による同居女性の殺害事件が起こった。この事件は関係者が懸念されていることが現実となった象徴的な出来事であり、脱法ドラッグが一般に広く知られる機会となった。

平成17年2月、厚生労働省では「脱法ドラッグ対策のあり方に関する検討会」（以下、「検討会」）

を立ち上げ、平成18年2月、薬事法の改正案が明らかになり、指定薬物として違法ドラッグを規制する方針が示された。また、平成17年4月、東京都では「東京都薬物濫用防止に関する条例」<sup>5)</sup>を制定し、6月に「知事指定薬物」<sup>6)</sup>を制定した。現在、国や地方自治体でも脱法ドラッグを健康に有害なものとして排除する方向に動き出している。

さらに、平成17年9月、厚生労働省の「検討会」はこれまでの「脱法ドラッグ」を「違法ドラッグ」へ変更すると発表した。その理由は「脱法」では法の網をくぐり抜けている印象を与えるためといわれている。しかし、「麻薬や覚せい剤等」の規制薬物は「違法薬物 (illegal drugs)」であり、「一般への浸透を目指す」ためには「違法」の範囲を誤解されないように分かりやすく規定されたい。

したがって、本稿においても以下では「違法ドラッグ」の呼称を使用する。

## Ⅱ. 違法ドラッグの作用にはどのようなものがあるか？

違法ドラッグの作用は以下のように分類される。

### 1. アッパー（興奮）系ドラッグ

精神系に対して興奮的な作用、感情の高揚や精神賦活作用などを有するもので、眠気が消え、鋭敏になり、身体が活力に溢れるような状態を期待して使用する。規制薬物では覚せい剤やコカインなどを連想させる。嗜好品でもコーヒーやお茶等のカフェインは同じような興奮作用がある。

### 2. ダウナー（抑制）系ドラッグ

精神系に対して抑制的な作用、陶酔感、鎮静や麻酔作用などを有するもので、落ち着きやのんびりした気持ちを期待して使用する。規制薬物ではアヘン、ヘロイン、シンナーなどを連想させる。医薬品成分では睡眠薬や抗不安薬等の乱用も同じような抑制作用を目的として用いられている。

### 3. サイケデリック（幻覚）系ドラッグ

幻覚作用を期待するもので視覚や聴覚等に作用し、感覚の変化、神経過敏などを期待して使用する。規制薬物では大麻、LSDなどを連想させる。現在、

麻薬となったマジックマッシュルームもここに分類される。

このように分類したが、幻覚を目的としたものに興奮作用も持つ場合もあり、また、使用量や身体状況により現れる作用が変化する場合があるため、同じ成分でも同様の作用が見られるとは限らない。

使用形態は経口摂取するものが多く、錠剤やカプセル剤等の固形剤、ドリンク剤や添加溶液等の液体がある。ガス体や気化するものではシンナーのように吸入するもの、たばこやお香のように吸うもの、また、クリームのように塗るものなどさまざまである。

### Ⅲ. 違法ドラッグの種類と効果は？

代表的な違法ドラッグの分類とそれらの特徴を、以下に簡単にまとめた。

#### 1. ニトライト系違法ドラッグ

芳香剤あるいはビデオクリーナーなどの名目で販売されている亜硝酸エステルを成分とする製品である。「Rush」は代表的な製品でニトライトの代名詞となっている。平成8年の調査では「Rush」等のニトライトがすでに出回り、代表的な違法ドラッグとして現在に至っている。成分の亜硝酸エステルには狭心症治療薬のアミル体があり、違法ドラッグではイソブチル体が最も多く、その他にイソアミル体、プロピル体などである<sup>7)</sup>。そのメカニズムは亜硝酸部分から発生したNOによる血管拡張作用といわれるが、生体作用がエステル体により異なるかは不明である。さらに、催淫を目的にED治療薬などと併

用した場合には健康被害が増大するものと予想される。このように重篤な健康被害とともに、これらの製品は海外で生産されるため商品の内容や注意書きなどは英語等で書かれており、使用法がわからず飲用して死亡した事例<sup>8)</sup>がある。(表1)

#### 2. エフェドラ系違法ドラッグ

エフェドラは中国に自生するマオウ科の植物であり、その茎を乾燥させたものが生薬「麻黄(マオウ)」である。葛根湯や麻黄湯などの漢方製剤の重要な生薬であり、その成分はエフェドリン等のアルカロイド類で覚せい剤の原料にもなる。エフェドラアルカロイドは医薬品として国内での販売が厳しく制限されている。そのため、エフェドリンを含む製品は個人輸入を利用して購入されている。

使用目的ではダイエット、アレルギー対策やその他(主に、幻覚を目的)等があげられ、その形態はカプセルあるいは錠剤が多い。有害作用は不眠、気分高揚、神経過敏、依存傾向などである。アメリカでは死亡事故を含む健康被害<sup>9)</sup>が発生し、日本国内でも健康被害が報告されている。ダイエットや幻覚を目的とした製品ではカフェインを含む植物も添加された製品があり、また、アスピリンが添加されているものがあつた<sup>10)</sup>。これらは減量作用が増強するとうたっているが、健康被害も増幅することが考えられる。

現在、厚生労働省による注意喚起<sup>11)</sup>やFDAにより販売規制が実施される<sup>12)</sup>等により、個人輸入代行業者のHPには見られなくなった。しかし、アメリカではダイエット用製品にエフェドラアルカロイ

表1 ニトライト検体の標示及び検出結果の一覧

No.	品名	製造国	用途	表示エステル	検出エステル	含有量(%)
1	Pure incense KIX stabilized amyl nitrite	英国	芳香剤	アミル	イソアミル	51.2
2	SEX LINE	フランス	芳香剤	プロピル	イソプロピル	70.3
3	COBRA AROMA	カナダ	芳香剤	イソブチル	イソブチル	34.8
4	QUICK SILVER Liquid aroma	米国	芳香剤	イソブチル	イソブチル	47.7
5	PHUCK FLUD INCENSE	カナダ	芳香剤	イソブチル	イソブチル	52.6
6	Heavy Duty Bolt Liquid Incense	米国	芳香剤	イソブチル	イソブチル	32.6
7	Hard ware Liquid aroma	米国	芳香剤	イソブチル	イソブチル	18.5
8	Ramo Liquid aroma	米国	芳香剤	イソブチル	イソブチル	64.7
9	RUSH Liquid incense	米国	芳香剤	イソブチル	イソブチル	82.8
10	Liquid aroma BRAND	米国	芳香剤	イソブチル	イソブチル	61.8
11	Blue thunder 150	カナダ	ビデオヘッドクリーナー	シクロヘキシル	イソブチル	57.6

(中毒研究13, 85-86, 2000.を改変)



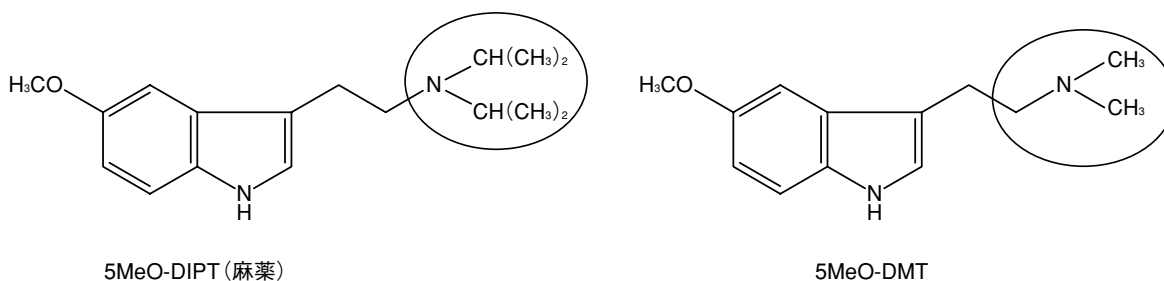


図1 麻薬指定成分と違法ドラッグとの比較

ドを添加した事例が繰り返されており、さらに、コカインやヘロインに比べソフトドラッグと認識されている。今後もエフェドラアルカロイドを含む製品が出回る可能性が否定できず、日本ではアメリカとは逆に麻薬や覚せい剤への gateway drugs となる可能性がある。

### 3. ケミカル系脱ドラッグ（ケミカルドラッグ）

麻薬や覚せい剤などと化学構造が類似し、通信販売やインターネットなどで「実験用化学試薬」の名目で販売されている製品がある。

そのため、ケミカル系違法ドラッグあるいはケミカルドラッグと呼ばれ、そのほかにもレイブドラッグ、ストリートドラッグ、クラブドラッグなどさまざまな名前で呼ばれている。欧米では MDMA や MDA などの化合物が若者の間ではやり日本にも入ってきた。しかし、これらが各国で麻薬に指定されたことから、それに代わるケミカルドラッグが次々に出現する。平成 17 年 7 月の杉並区の殺人事件では、逮捕された男性が 5MeO-DIPT など 3 種類の違法ドラッグを使用していたといわれる。また、ケミカルドラッグにより死亡事故を含む健康被害が発生している<sup>13)</sup>。

現在、最も問題となっている違法ドラッグであり、ケミカルドラッグ＝違法ドラッグと捉えられている場合もある。

なお、以下ではケミカルドラッグは製品を、ケミカルドラッグ成分はその製品に含まれる化合物を示すものとする。

#### (1) ケミカルドラッグの製品情報

ケミカルドラッグの名称に化合物の略称が使われていることが多く、1 回使用量は「1 パケ」と称して数 10mg から数 100mg の化合物がビニール袋や

プラスチック容器に入っている。その形状は白色あるいは褐色を帯びた粉末で芳香臭を持つものもある。作用や用法用量、また、販売者や製造所などは記載されていない。しかし、化学用試薬あるいは“Chemical material for the research”や「人体には使用しないでください」などの注意書きなどは記載されている。使用方法や使用量等の情報は HP のリンク情報や掲示板の書き込み情報などにより得ている。

#### (2) ケミカルドラッグ成分の種類

現在出回っているケミカルドラッグ成分は化学構造によりピペラジン系、トリプタミン系、フェネチルアミン系などに分類される（表 2）。

##### 1) ピペラジン系化合物

セロトニン作用物質の類似化合物である。規制成分（麻薬）には BZP, TFMPP があり、ケミカルドラッグには 3CPP や 4MPP など数種類程度が出回っている。

##### 2) トリプタミン系化合物

生体成分にはトリプトファンから合成されるセロトニン、メラトニンなどの神経伝達物質やホルモンがある。規制成分（麻薬）には DMT, AMT, 5MeO-DIPT などがあり、ケミカルドラッグには DPT や 4HO-DIPT など 10 種類程度が出回っている。（図 1）

##### 3) フェネチルアミン系化合物

生体成分にはチロシンから合成されるドパミンやエピネフリンなどの神経伝達物質がある。また、覚せい剤のメタンフェタミンやアンフェタミンもこの構造に分類される。規制成分（麻薬）は 2C-B や MDMA などがある。この系統が最も多く、ケミカルドラッグには TMA-2 や 2CT-7 など 15 種類程度が出回っている。

ところで、「麻薬」や「覚せい剤」は法律により範囲が定められている。フェネチルアミン系化合物の

表2 ケミカルドラッグ成分の化学構造による分類

化学構造分類	法的規制	一般名(呼称)	化学名
ピペラジン系	違法ドラッグ	3CPP	1-(3-CHLOROPHENYL)-PIPERAZINE
		4MPP	1-(4-METHOXYPHENYL)-PIPERAZINE
	麻薬指定成分	BZP	1-BENZYL-PIPERAZINE
		TFMPP	1-(3-TRIFLUOROMETHYLPHENYL)-PIPERAZINE
トリプタミン系	違法ドラッグ	DPT	N, N-DIISOPROPYLTRYPTAMINE
		5MeO-DMT	5-METHOXY-N, N-DIMETHYLTRYPTAMINE
	麻薬指定成分	AMT	$\alpha$ -METYLTRYPTAMINE
		5MeO-DIPT	5-METHOXY-N, N-DIISOPROPYLTRYPTAMINE
		DMT	DIMETHYLTRYPTAMINE
フェネチルアミン系	違法ドラッグ	2C-T-7	2, 5-DIMETHOXY-4-(n)-PROPYLTHIOPHENETHYLAMINE
		TMA-2	2, 4, 5-TRIMETHOXYAMPHETAMINE
	覚せい剤	メタンフェタミン	METHAMPHETAMINE
	麻薬指定成分	MDMA	3, 4-METHYLENEDIOXY-N-METHYLAMPHETAMINE
		2C-B	4-BROMO-2, 5-DIMETHOXY-PHENETHYLAMINE

MDMAはアンフェタミンと構造や作用が類似しているが、法的には覚せい剤ではなく麻薬及び向精神薬取締法により規制されるため、「麻薬」に分類され、マスコミでも「合成麻薬」と呼ばれている。

### (3) ケミカルドラッグの問題点と対応

#### 1) 化学的な性質

ケミカルドラッグ成分はドラッグデザインや既存化合物の目的外使用のため、化学的性質や分析方法などの報告が乏しい。一部、欧米で使用経験がある化合物はガスクロマトグラフ-質量分析法や液体クロマトグラフ法などが報告されている<sup>14)</sup>。しかし、流通実態の調査や規制薬物の判定を行う場合等に必要な分析方法や分析データが不足している。現在、われわれもケミカルドラッグ成分の一斉分析法、各種スペクトル情報やNMR等のデータベースを構築するように努めている<sup>15)</sup>。

ケミカルドラッグとして出回っていた製品を実際に調べた結果、名称とは異なる成分が含まれていたケース、1成分と考えられる製品から2成分を検出したケースなどがある<sup>4)</sup>。また、ケミカルドラッグ以外に不純物が含まれていたものも報告されている。

#### 2) 生体影響

ケミカルドラッグ成分は生体に使用した経験が少なく、中枢作用のみならず生体作用が不明なものがほとんどである。特に、薬物乱用において最も問題となる作用は薬物依存性であるが、医薬品では承認の段階で動物実験や臨床試験などで事前に予測され

ている。しかし、ケミカルドラッグではこのような試験は行われていない。本来は薬物依存性や精神毒性などを科学的判断に基づいて麻薬に指定すべきであるが、実際には、海外情報、健康被害や使用実態等を根拠に行われている。そこで、MDMAや5MeO-DIPT等をはじめとして薬物依存性や精神毒性などの検討が開始されている<sup>16)</sup>。しかし、データが不足しているのが現状であり、われわれもマウスを用いた動物試験を行い、ケミカルドラッグ成分の危険性を検討している<sup>17)</sup>。

ケミカルドラッグによる健康被害の可能性を高くする要因には、先の化学的性質で述べたように正確さに欠けることと、さらに、関連するHPに見られるように複数のケミカルドラッグを組み合わせる使用ケースによるものである。単独の生体作用が不明にもかかわらず、複数を使用した場合にはいかなる有害作用が発生するか想像できない。まさに、使用者は身をもって人体実験をしていることになる。また、平成13年度から、中毒情報センターにおける受信報告の品目別受信件数では、違法ドラッグをアンフェタミンやマリファナ等と合わせ、食品その他に「乱用薬物、ストリートドラッグ」として新たに区分して扱うようになった。このことから麻薬などの規制薬物も含め、違法ドラッグによる中毒が医療機関に相当数存在することが考えられる<sup>18)</sup>。

### (4) ケミカルドラッグについての今後の対応

本稿では、ケミカルドラッグとして上記の3系統

の化合物を示した。しかし、平成13年度に麻薬に指定されたガンマヒドロキシ酪酸（GHB）やガンマブチロラクトン（GBL）、また、1,4-ブタンジオール（1,4-BD）なども精神作用を期待して使用されてきた。

ケミカルドラッグはドラッグデザインにより簡単に合成できるため、今後も新しい化合物が出現することと思う。そのため、対策として、インターネットや市場調査を行い、変化する状況を把握する。ケミカルドラッグは欧米からの輸入品であることから、海外の状況や情報を収集する。さらに、急性中毒による健康被害等が考えられることから、原因追求のために新規化合物の分析に活用できるようなケミカルドラッグのデータベースを構築する、また、中毒治療のために生体作用や健康被害の情報を効率的に収集整理する等があげられる。今後、法的規制を検討するだけでなく、有害作用や中毒処置法を整備して健康被害への対策を立てる必要がある。

#### 4. 芳香系違法ドラッグ

ニトライトも芳香剤であることからこの分類に属するといえるが、ここではケミカルドラッグ成分を主成分とする製品を対象とする。

製品の性状は数mL程度小瓶に色鮮やかな溶液が入った液体タイプ、色鮮やかな色の四角形やハート型などの固形タイプである。表示は名称、商品分類と称し「お香」あるいは「芳香剤」等の記載がある。ヒトへの使用は禁止する趣旨や飲用禁止などの注意事項がある場合があるが、内容物の主成分や使用法などはない。

平成16年～17年に購入した約20検体を試験したところ、芳香系違法ドラッグの成分は5MeO-DIPTをはじめとするケミカルドラッグ成分を含むことが明らかになった。検体を詳細に観察すると製品種類や購入先が異なっても注意書きや参考にするHPが同じであり、供給元や入手元は限られているように思われた。さらに、同一名称でも購入時期や購入先により成分種類や成分含量が異なる等のがらつきがあり、医薬品などのように製品管理が出来ていなかった。平成17年4月にAMTおよび5MeO-DIPTが麻薬に指定されたことにより、芳香系違法ドラッグの多くがHPやアンテナショップから姿を消した。しかし、現在でも法的規制にかからない成

分や新たな成分を含有した製品が出回っている。

#### 5. 植物系違法ドラッグ

植物系違法ドラッグとはインターネットのHP等ではハーブ、植物標本などの名目で販売されている製品であり、種子、葉などの乾燥品、抽出物や樹脂状等の植物を起源とする製品と解釈される。

植物はその気候に適した形態や成分に変化してきたが、それぞれの民族はそれらを適切に利用して独自の文化を形成してきた。このような植物に幻覚成分を含むものがあり、その植物や加工品を違法ドラッグに利用するケースがある。また、ハーブや生薬などの持つ作用を違法ドラッグとして利用するケースもある。植物は身近なものであり種類も多いため、植物系違法ドラッグは違法ドラッグの原点ともいえる。したがって、ここに示したものはごく一部である。

幻覚や興奮作用を示す成分を含む植物は数多くある。植物の成分は規制薬物に指定されているが、その成分を含む植物は規制対象にならないことがある。そのため、植物は違法ドラッグとして流通し、健康被害を起こすケースがある。

さらに、植物系違法ドラッグには植物由来成分の特有な問題もある。ケミカルドラッグのような化学物質では純度や夾雑物の問題もあり一概に言えないが、使用量と発現作用は一定の関係にある。しかし、植物では産地や収穫時期等により含有成分や含有量等が異なり、同じ植物でも規制成分を含有しない場合もある。したがって、健康被害の状況も個人差のみならず品質の問題を無視できない。（表3）

#### 6. ガス体違法ドラッグ

シンナーは代表的な乱用薬物であり、医師による吸入麻酔の乱用等も違法ドラッグ的な使用といえる。また、ニトライトもガス体として吸入する違法ドラッグであるが種類が多く、HPでも独立したジャンルを形成していることから区別した。ガス体違法ドラッグにはガスライター用ボンベが最も一般的といえる。神奈川県内では数年毎に死亡事故が報道されている。成分のブタンが空気より重いため、一度、吸入されるとガス交換ができず呼吸困難になり死に至ったと考えられる。このような情報は乱用する青少年には伝わらないのが現状である。また、

表3 代表的な植物系違法ドラッグの種類とその作用

植物名	含有成分	基原植物	使用部位	作用	有害作用	原産地域	その他
ナツメツグ	$\alpha$ pinen, $\beta$ pinen	Myristica fragrans Houtt	果実 (生薬:ニクズク)	幻覚作用(?)	頭痛や吐き気、腎臓・肝臓障害等	東インド	スバイスと使用する量では有害作用は低いといわれる
ガラナ	caffeine	Sapindaceae paullinia cupana	果実	興奮作用	循環器障害、頭痛、興奮等	南米	健康食品に含まれることが多い
アヤアスカ	Harmine, Harmaline など	Yage	蔓と抽出物	幻覚作用	吐き気、循環系の亢進等	南米アマゾン流域	成分には麻薬指定成分を含む
カバカバ	kawain, Methysticin など	Piper methysticum	根茎	抑制、麻酔作用	肝障害	太平洋地域	厚生労働省から有害作用の注意喚起が出されている
サルビア	Salvinorin A, B	Salvia divinorum	葉	幻覚作用	不安等の精神混乱	メキシコ	
ハルマラ	harmaine, harmaline	Peganum harmala	種子	幻覚作用	頭痛、循環器障害等		
ベニテングタケ	muscarine, ibotenicacid	Ananias muscaria	キノコ	幻覚作用	筋肉の痙攣、精神錯乱、幻覚、視聴覚障害等の興奮等	日本	違法ドラッグは海外製品が流入しているようである
オオワライタケ	psilocybin, psilocin	Gymnopilus spectabilis	キノコ	幻覚作用	視覚、聴覚等の神経系異常、幻覚、幻聴	日本	マジックマッシュルームと同じ成分を含む
7th HEAVEN (製品名)	ベニテングタケ濃縮物(?)		粉末	幻覚作用	筋肉の痙攣、精神錯乱、幻覚、視聴覚障害等の興奮等	米国	ケミカルドラッグ成分を検出したケースも報告されている



目的外の使用のためケミカルドラッグのように規制することは困難である。そのため、想定される健康被害の苦痛を周知することが予防策と考え、機会あるごとに取り上げている。しかし、揮発性のある化合物は多数存在することから、シンナーの代用品として出回る可能性がある。

#### Ⅳ. 個人輸入医薬品と健康食品

違法ドラッグを法律から逸脱するものと捉え、個人輸入の医薬品や健康食品が持つ問題も紹介する。本来、医薬品は医師の監督の下に使用すべきもので、勝手な判断で使用することは健康被害の可能性がある。ここに示す製品はHPなどではスマートドラッグや生活改善薬などに分類されるものである。

明確な定義はないが、スマートドラッグとは精神機能を改善するとされている薬物である。したがって、スマートドラッグを違法ドラッグに分類する場合もある。アルツハイマー治療薬、パーキンソン病治療薬、抗うつ薬などはそれぞれの疾患の治療を目的とした医薬品であるが、健康な人が記憶力、集中力、注意力等を高める目的に使用するものである。これらの医薬品は中枢神経系に作用することから、依存性や健忘症など神経系の有害作用が考えられる。

生活改善薬とは疾病の治療を目的とした医薬品ではなく、生活の質の向上を目指す医薬品と解釈される。その種類は経口避妊薬、ED治療薬、発毛剤等が一般的であるが、ダイエットに関連する薬、老化防止薬なども同様といえる。

スマートドラッグや生活改善薬と称して個人輸入される医薬品の代表的な成分と有害作用を表4にまとめて示している。これらの医薬品には国内で承認を受けていないものがある。これらを扱う輸入代行業者等のHPには、薬事法に触れないように作用を暗示するような名称はあるが、有害作用等の情報が充分ではない。そのため、利用者は有効性のみを目を奪われ、有害作用や連用による依存性などの危険性を十分に理解していないのが現状である。

さらに、健康食品の標榜する効果を高めるため医薬品を添加したのものがある。この場合、使用者は医薬品を避けて健康食品を使用したにもかかわらず、本人が気づかないうちに医薬品を服用するケースが

ある。

現状、個人輸入で購入した医薬品や健康食品が原因となる健康被害の可能性が否定できない。厚生労働省も健康被害を防止する観点から、商品情報などを公開するなどの速やかな対応が取られている。しかし、販売される商品の種類や情報を完全に把握することは不可能である。したがって、インターネットなどの流通販売の状況、また、医療機関等に寄せられた健康被害などを把握して健康被害が予想される医薬品や健康食品の情報を効率的に集約する必要がある。

#### おわりに

最後に、違法ドラッグは法律の隙間を抜けて生じた問題であり、様々な社会的背景あるいは社会を反映するものといえる。若年層では覚せい剤やケミカルドラッグに逃避するケース、また、日々、ストレスに曝される大人は睡眠薬や抗不安薬などの医薬品の濫用に走る傾向が見られる。薬物乱用でいわれるように使用者の責任には違いないが、違法ドラッグでは十分な情報と危険性の周知があれば回避できたケースもある。違法ドラッグ、特に、ケミカルドラッグは死を含む健康被害の可能性があること、また、薬物乱用を助長するものであることは社会的にも認識されるようになった。そして、国の違法ドラッグ検討会で得られる結果や東京都の条例はケミカルドラッグの流通を減少させるであろう。しかし、違法ドラッグはケミカルドラッグだけではなく、興奮や幻覚作用を有する植物や化学物質が多数存在する。今後も、違法ドラッグに類する製品が出回る可能性がある。したがって、医療、行政あるいは教育などそれぞれの立場から注視し、その立場を超え情報を共有することが薬物乱用を防止することに繋がり、安全な社会生活や人命を守ることと考える。

#### 文 献

- 1) 平成9年度厚生科学研究「いわゆる「合法ドラッグ」の実態調査に関する研究」報告書
- 2) 小島尚, 上村仁 他: 無承認無許可医薬品に混入された医薬品の検出方法について(2) — 亜硝酸エステル —. 神奈川衛研報告 27: 48-50, 1997.
- 3) 小島尚, 宮澤真紀 他: いわゆる“ケミカルドラッグ”の実態調査. 中毒研究 17: 71-72, 2004.



表4 個人輸入のスマートドラッグおよび生活改善薬に用いられる医薬品分類

分類	一般名	商品名	使用目的	有害作用	その他
スマートドラッグ	SSRI(抗うつ薬)	塩酸フルオキシチン	精神高揚,中枢興奮作用等	不眠,幻覚,錯乱など	未承認(向精神薬による輸入規制)
	アルツハイマー治療薬	塩酸ドネペジル	脳内のコリン性運動機能を高める作用等	吐き気,嘔吐,下痢,不眠症,筋肉の痙攣,疲労感,食欲不振	ユーザイ(日本製を逆輸入)
	痴呆症予防薬	メシル酸シドロエルゴトキシン	記憶力,認識力の向上・脳内老廃物の排泄作用等	吐き気,胃液障害,嘔吐,血脈洞徐脈,立ちくらみ,頭痛等	
	脳賦活薬	ピラセタム	記憶力,学習力や創造力を向上等	痙攣,運動過剰,神経過敏等	
	脳循環改善薬	ピンボセチン	短期的な記憶,認識力を向上等	不整脈,低血圧等	未承認
	アナボリックホルモン(蛋白同化ホルモン)	スタノロールダイアナボル	筋肉増強,筋肉増大の効果,老化防止等	黄疸,肝機能検査値異常等	未承認
	成長ホルモン	ヒト成長ホルモン	筋肉増強,筋肉増大の効果,老化防止等	循環器障害,機能亢進等	
	DHEA	デヒドロエピアンドロステロン	老化防止,免疫賦活等	攻撃的性質,男性化,皮膚障害等	未承認
	男性型脱毛治療薬	フィナステリド	男性の脱毛(女性や子供には使用禁止)	妊娠中の女性では男児の生殖器に異常	未承認
	育毛剤	ミノキシジル	男性育毛	循環器障害等	未承認
	禁煙治療薬	塩酸プロプロピオン	禁煙	抗うつ剤と同様の副作用	未承認
	経口妊娠中絶薬	ミフェプリストン	ミフェジン(EU),ミフェプレックス(米国),息隠(中国)	人工妊娠中絶	未承認(厚生労働省による輸入規制)
	低容量ピル	酢酸サイプロプロトン,エチニルエストラジオール	ダイアン	妊娠の防止	ダイアン35は未承認
	中枢食欲抑制薬	フェンフルラミンシニアミン	フェンフエンメリディア,オベスタット	体重減少	未承認(向精神薬による輸入規制)
	脂肪吸収阻害薬	デクストリウム	ゼニカル	体重減少	下痢,脱水症状等
ED治療薬	クエン酸シルデナフィロシルテナフィロルタラファイル	ヴァイアグラレビトラリアリス	強精,催淫効果等	頭痛,ほてり,視覚障害等	未承認

- 4) 小島尚, 宮澤真紀 他: いわゆる“ケミカルドラッグ”の現状—標榜名称と含有成分の相違—. 中毒研究 **18**: 83-85, 2005.
- 5) 東京都薬物の濫用防止に関する条例 (平成 17 年 3 月 31 日公布, 東京都条例第 67 号)
- 6) 東京都の知事指定成分 (公布: 平成 17 年 5 月 25 日, 施行: 平成 17 年 6 月 1 日) (指定成分: 2,5-ジメトキシ-4-ヨードフェネチルアミン [2C-I], N-メチル- $\alpha$ -エチル-3,4-メチレンジオキシフェネチルアミン [MBDB], 3-[2-(イソプロピルメチルアミノ)エチル]-5-メトキシインドール [5MeO-MIPT])
- 7) 小島尚, 上村仁 他: 亜硝酸エステルを含むいわゆる合法ドラッグについて. 中毒研究 **13**: 85-86, 2000.
- 8) 岩本慎一郎, 阪本敏久 他: 媚薬服用によりメトヘモグロビン血症を呈した 1 例. 中毒研究 **13**: 236-237, 2000.
- 9) Haller CA, Benowitz NL: Adverse cardiovascular and central nervous system events associated with dietary supplements containing ephedra alkaloids. *N Engl J Med* **343**: 1833-1838, 2000.
- 10) 小島尚, 関田節子: エフェドラアルカロイドを含む個人輸入健康食品の医薬品成分に関する検討. 医薬品研究 **35**: 22-28, 2004.
- 11) エフェドリンアルカロイド等を含む製品に関する規制措置情報について (医薬監麻発第 0912004 号, 平成 14 年 9 月 12 日)
- 12) Sales of Supplements Containing Ephedrine Alkaloids (Ephedra) Prohibited (2004. 4. 1212, FDA)
- 13) 清田和也: 5MeO-DIPT および GHB 前駆物質について 中毒研究 **17**: 259-266, 2004.
- 14) Shankaran M&GudelskyGA,: A neurotoxic regimen of MDMA suppresses behavioral, thermal and neurochemical responses to subsequent MDMA administration. *Psychopharmacology* **147**: 66-72, 1999.
- 15) 土井佳代, 宮澤真紀 他: いわゆるケミカルドラッグ成分に関する検討 (その 1) ~ケミカルドラッグ成分の分析法とその実態~, 第 125 年会日本薬学会総会要旨集.
- 16) 平成 15 年度厚生労働科学研究「MDMA 及び違法ドラッグの神経毒性ならびに精神依存発現メカニズムの解明」
- 17) 小島尚, 宮澤真紀 他: いわゆるケミカルドラッグ成分に関する検討 (その 2) ~トリプタミン系化合物のマウス行動に及ぼす作用~, 第 125 年会日本薬学会総会要旨集. 平成 15 年度厚生労働科学「不正流通薬物対策に関する研究」小島尚 (研究協力者)「新規麻薬指定成分のケミカルドラッグのマウス行動量に及ぼす作用」, 平成 14 年度厚生労働科学「不正流通薬物対策に関する研究」小島尚 (研究協力者)「いわゆる“ケミカルドラッグ”の実験動物の行動に及ぼす影響」
- 18) 2003 年度受信報告. 中毒研究 **17**: 173-203, 2004.